

2-2 基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書の受理と内容の確認

(1) 基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書の受理

基礎控除、配偶者控除又は配偶者特別控除及び所得金額調整控除^(注1)は、各人から提出された基礎控除申告書、配偶者控除等申告書及び所得金額調整控除申告書（以下これらの申告書を「基礎控除申告書等」といいます。）に基づいて行うことになっていきますから、基礎控除申告書等の用紙をあらかじめ各人に配付しておき、年末調整を行う時まで提出を受けてください。

(注) 1 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除をいいます。以下同じです。

2 非居住者である配偶者に係る配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、配偶者控除等申告書にその旨を記載した上で、その申告書に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付して給与の支払者に提出をするか、又はその申告書の提出をする際に「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提示する必要があります。

なお、扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、非居住者である配偶者に係る「親族関係書類」を提出又は提示している場合には、「親族関係書類」の提出は不要です。

3 国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している基礎控除申告書、配偶者控除等申告書、所得金額調整控除申告書については、3様式の兼用様式となっています。

(2) 基礎控除申告書の内容の確認

基礎控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

※ 基礎控除を適用するためには、各人から基礎控除申告書の提出を受ける必要がありますのでご注意ください。

基礎控除とは

基礎控除とは、所得者の合計所得金額（11ページ参照）が2,500万円以下である場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から48万円を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

【基礎控除額の計算の順序】

基礎控除額は、基礎控除申告書で求めることができるようになっていますので、次の1～3の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確認めます。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得		(裏面「4(1)」を参照) 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		円

○ 控除額の計算

判定	所得金額	控除額
<input type="checkbox"/>	900万円以下	(A) 48万円
<input type="checkbox"/>	900万円超 950万円以下	(B) 48万円
<input type="checkbox"/>	950万円超 1,000万円以下	(C) 48万円
<input type="checkbox"/>	1,000万円超 2,400万円以下	32万円
<input type="checkbox"/>	2,400万円超 2,450万円以下	32万円
<input type="checkbox"/>	2,450万円超 2,500万円以下	16万円

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

1: あなたの本年中の合計所得金額の見積額
2: 基礎控除の額
3: 区分I (左のA～Cを記載)

1 所得者の合計所得金額の見積額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)と(2)の合計額)」欄に記載します。

2 所得者の合計所得金額の区分の判定及び控除額の記載

上記1で計算した合計額を基に「控除額の計算」の表の「判定」欄の「900万円以下 (A)」から「2,450万円超2,500万円以下」までの該当する□にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

3 「区分I」欄の記載

上記2の判定結果が「900万円以下 (A)」から「950万円超1,000万円以下 (C)」までに該当する場合は、A、B又はCの判定結果を「区分I」欄に記載します。

(注) 「区分I」欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の控除額の計算において使用しますので、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けない場合は、「区分I」欄を記載する必要はありません。

(3) 配偶者控除等申告書の内容の確認

配偶者控除等申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、所得者（合計所得金額（11ページ参照）が1,000万円以下の人に限ります。）が控除対象配偶者を有する場合に、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円（配偶者が老人控除対象配偶者の場合は、48万円）を限度として、所得者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が48万円を超えるときは、配偶者控除の適用は受けられません。

(注) 1 配偶者特別控除の適用を受けている人は、配偶者控除の適用を受けることができません。

2 所得者本人の所得が給与所得だけの場合、本年中の給与の収入金額が1,195万円（所得金額調整控除の適用がある場合は1,210万円）を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることとなります（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

3 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円を超えるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円を超えるときは配偶者控除の適用は受けられません。

〔注意事項〕

1 ここでいう「配偶者」には、他の所得者の扶養親族とされる人、青色事業専従者等は含まれません（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

2 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者（所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等を除きます。）で、合計所得金額が48万円以下の人をいいます。）のうち、合計所得金額が1,000万円以下である所得者の配偶者をいいます。

3 老人控除対象配偶者とは、控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人（昭和27年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

4 年途中で配偶者と死別し、その年中に再婚した所得者の配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者は、死亡した配偶者が再婚した配偶者のいずれか1人に限られます（次の「配偶者特別控除とは」の場合も同様です。）。

配偶者特別控除とは

配偶者特別控除とは、所得者（合計所得金額（11ページ参照）が1,000万円以下の人）に限り、配偶者が生計を一にする配偶者（合計所得金額が133万円以下の人）に限り、配偶者に該当しない人を有する場合、その所得者本人の所得金額の合計額から38万円を限度として、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除するというものです。

なお、配偶者の合計所得金額が48万円以下であるとき又は133万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

- (注) 1 配偶者控除の適用を受けている人は、配偶者特別控除の適用を受けることができません。
2 配偶者の所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が103万円以下のとき又は201万6千円以上であるとき、また、配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけの場合は、本年中の公的年金等の収入金額が年齢65歳以上の人については158万円以下のとき又は243万円を超えるとき、年齢65歳未満の人については108万円以下のとき又は214万円を超えるときは、配偶者特別控除の適用は受けられません。

【注意事項】

夫婦の双方が互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

【配偶者控除額及び配偶者特別控除額の計算の順序】

配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者控除等申告書で求めることができるようになっていきますので、次の1～5の順序により、正しい控除額で申告が行われているかどうかを確認します。

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

◆ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算 ◆

◆ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算 ◆

◆ 控除額の計算 ◆

◆ 配偶者の控除額の判定 ◆

◆ 配偶者の控除額の区分の判定及び「区分Ⅱ」欄の記載 ◆

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明を必ずご確認ください。

1 所得者の合計所得金額の見積額の計算

基礎控除申告書の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄及び「区分Ⅰ」欄を記載します（記載に当たっては、17・18ページの【基礎控除額の計算の順序】1～3を参照してください）。

2 配偶者の合計所得金額の見積額の計算（*）

「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表の(1)欄及び(2)欄を記載し、それらの合計額を「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄に記載します。

3 配偶者の合計所得金額の区分の判定及び「区分Ⅱ」欄の記載

上記2で計算した合計額及び「配偶者の生年月日」欄を基に「判定」欄の「48万円以下かつ年齢70歳以上（昭27.1.1以前生）」から「95万円超133万円以下」までの該当する□にチェックを付け、①、②、③又は④の判定結果を「区分Ⅱ」欄に記載します。

- 4 「控除額の計算」の表に、上記1の判定による区分（A～C）及び上記3の判定による区分（①～④）を当てはめ、配偶者控除額又は配偶者特別控除額を求めます。
- 5 上記4により求めた配偶者控除額又は配偶者特別控除額を「配偶者控除の額」欄又は「配偶者特別控除の額」欄に記載します。

（注）区分Ⅱが①又は②の場合は「配偶者控除の額」欄に該当する控除額を記載し、区分Ⅱが③又は④の場合は「配偶者特別控除の額」欄に該当する控除額を記載します。

(4) 所得金額調整控除申告書の内容の確認

所得金額調整控除申告書の内容の確認に当たっての注意事項は、次のとおりです。

所得金額調整控除とは

所得金額調整控除とは、所得者（その年中の給与の収入金額が850万円を超える人に限ります。）が、特別障害者に該当する場合又は年齢23歳未満の扶養親族、特別障害者である同一生計配偶者若しくは特別障害者である扶養親族を有する場合に、その所得者本人の給与所得の金額から15万円を限度として、給与の収入金額（その給与の収入金額が1,000万円を超える場合には、1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する金額を給与所得の金額から控除するというものです。

〔注意事項〕

- 1 年末調整において、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合における「給与の収入金額」が850万円を超えるかどうかの判定は、主たる給与の支払者（扶養控除等（異動）申告書の提出先）から受ける給与などの年末調整の対象となる給与^{（注1）}の総額が850万円を超えるかどうかにより行います^{（注2）}（91ページ年末調整Q&A〔問6〕参照）。

（注）1 年末調整の対象となる給与については47ページを参照してください。

- 2 給与の支払を受ける人が基礎控除申告書や配偶者控除等申告書の作成に当たって行う「本年中の合計所得金額の見積額」の計算において、給与の支払を受ける人が2か所以上から給与の支払を受けている場合には、その給与の全部を基にその計算を行う必要があります。
- 2 例えば、同一世帯に属する夫婦において、夫婦の両方がその年中の給与の収入金額が850万円を超える人に該当し、年齢23歳未満の扶養親族に該当する子どもがいるような場合には、扶養控除とは異なり、その夫婦の両方が所得金額調整控除の適用を受けることができます（91ページ年末調整Q&A〔問7〕参照）。

(5) 基礎控除額及び配偶者控除額又は配偶者特別控除額等の源泉徴収簿への記入

基礎控除申告書及び配偶者控除等申告書の内容について確認を終えた後、それらの申告書の記載に基づいて、基礎控除の額及び配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を各人の源泉徴収簿の「基礎控除額⑨」欄及び「配偶者（特別）控除額⑰」欄にそれぞれ記入します。また、「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額（(1)と(2)の合計額）」欄に記載されている金額を源泉徴収簿の「配偶者の合計所得金額」欄に記入します。

なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除額を各人の源泉徴収簿の「所得金額調整控除額⑩」欄で計算します（所得金額調整控除額は、年末調整の対象となる給与の総額を計算した後に計算しますので、源泉徴収簿に所得金額調整控除の適用がある旨を記載しておくとう便利です。）。

〔記載例〕 基礎控除申告書等と源泉徴収簿への記入

(令和3年分 基礎控除申告書等)

令和3年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の 名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	配属のしきはこちろ 基・配・所
給与の支払者の 法人番号 11223344556677	あなたの住所 又は居所 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所 又は居所 東京都練馬区栄町23-7	

～記載に当たってのご注意～

- ◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が33万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の両方に記載してください。
 - 2 上記以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
- ◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下である場合は、「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることができます。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
○「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名 ヤマカワ アキコ	配偶者の個人番号 223344556677	配偶者の生年月日 53年10月5日
あなたと配偶者の住所又は居所が異なる場合の配偶者の住所又は居所 山川 明子	配偶者の職業 主婦	配偶者の生計を一にする事実 なし

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		6,973,000

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額		400,000

○ 控除額の計算

<input checked="" type="checkbox"/> 900万円以下	950万円以下 (B)	48万円
<input type="checkbox"/> 900万円超	1,000万円以下 (C)	
<input type="checkbox"/> 950万円超	2,400万円以下	32万円
<input type="checkbox"/> 1,000万円超	2,400万円以下	
<input type="checkbox"/> 2,400万円超	2,450万円以下	16万円
<input type="checkbox"/> 2,450万円超	2,500万円以下	

基礎控除の額 **480,000** 円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ	④(上記)配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額(※円の金額)								配偶者控除の額			
	①	②	③	④(上記)配偶者の本年中の合計所得金額の見積額(1)と(2)の合計額(※円の金額)	⑤	⑥	⑦	⑧		配偶者特別控除の額		
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円		6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。
○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者の計上するもので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要 件	<input type="checkbox"/> あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載) <input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 ^(注) が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) <input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載) <input checked="" type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平11.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)	(フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名 ヤマカワ ジロウ あなたの住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所 山川 二郎	左記の者の個人番号 334455667788 左記の者の生年月日 昭和17年5月17日	特別障害者に該当する事実 (右欄「13-24」を参照) <input type="checkbox"/> 扶養控除等申告書のおり
--------	---	---	--	--

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与を支払う人及び白色事業専従者を除きます。)で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

(源泉徴収簿)

区分	金額	税額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	所得金額調整控除の適用 ⑩・無
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000)×10%、マイナスの場合は0	⑩	(※適用の場合は⑩に記載)
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪	
社会保険料等	⑫	配偶者の合計所得金額 (400,000円)
控除額	⑬	旧長期損害保険料支払額 ()円
生命保険料の控除額	⑭	⑫のうち小規模企業共済等掛金の金額
地震保険料の控除額	⑮	
配偶者(特別)控除額	⑯ 380,000	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰	
基礎控除額	⑱ 480,000	⑬のうち国民年金保険料等の金額
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑲	
差引課税給与所得金額(⑪-⑲)及び算出所得税額	⑳	㉑

年末調整のしかた
・手
・除
・額
・の
・確
・認
・順

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。